諮問事項

鳥獣保護区特別保護地区及び狩猟鳥獣捕獲禁止区域の再指定について

環境局　自然保護課

諮問内容

１ 鳥獣保護区特別保護地区の再指定

（1）県立森林公園地区（浜松市浜北区）

２ 狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く。）捕獲禁止区域の再指定

（1）桜木上垂木地区（掛川市）

静岡県内における位置

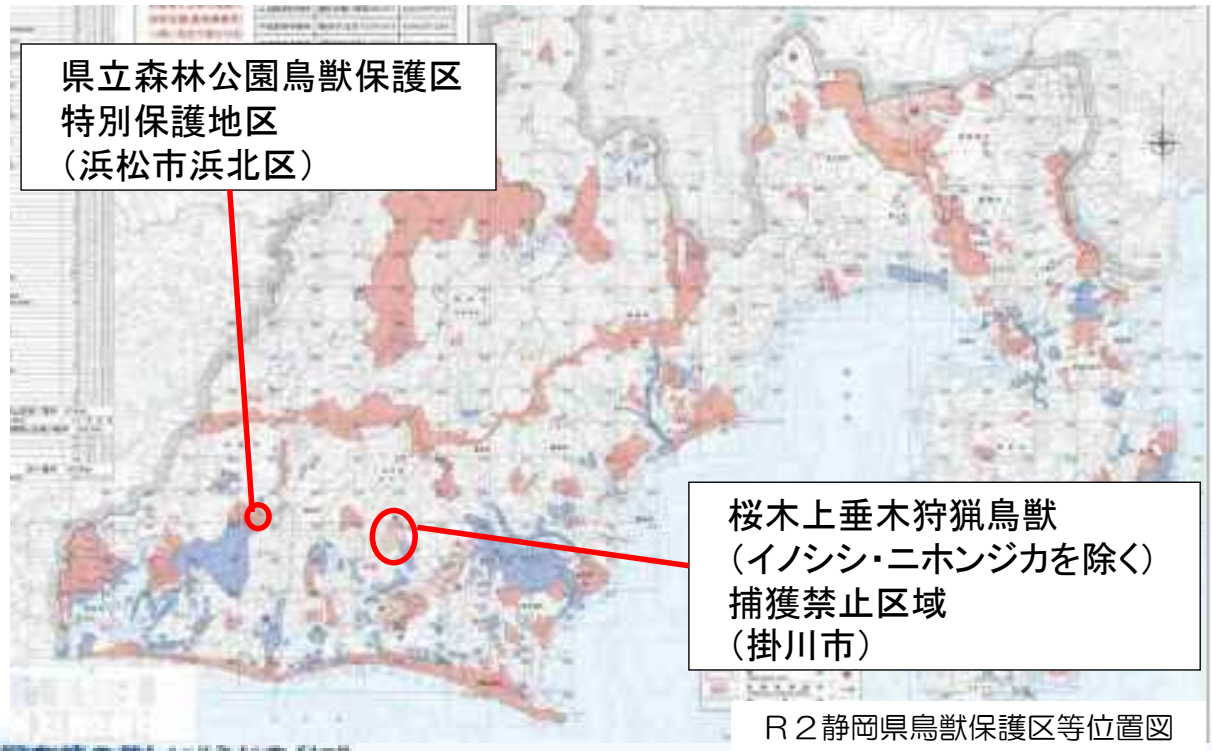

Ｒ２静岡県鳥獣保護区等位置図

鳥獣に関する区域の区分

区　分	鳥獣保護区 特別保護地区	鳥獣保護区	狩猟鳥獣捕獲禁止区域 （加害鳥獣を除く）	一般区域
目　的	鳥獣の保護 （生息地の保護）	鳥獣の保護	鳥獣の保護	―
指定期間	10年	10年	3年程度	―
捕獲の行える期間	禁　止	禁　止	猟期　3か月 （11月15日～2月15日）	猟期　3か月 （11月15日～2月15日）
狩猟 （狩猟鳥獣が対象）	×	×	△ （指定した加害鳥獣のみ狩猟可）	○
地形改変等行為	（許可を要する行為） 建築物の新築等 水面の埋め立て 木竹の伐採	―	―	―

1　鳥獣保護区特別保護地区の再指定

（1）県立森林公園地区（再指定）

指定区分：身近な鳥獣生息地
面　　積：35ha
存続期間：令和３年11月１日から
　　令和13年10月31日まで

（指定理由）

昭和48年に鳥獣保護区特別保護地区に指定

（以後、期間更新期に再指定）

①県立森林公園の一部

⇒狩猟の規制により公園利用者の安全を図る必要あり

②鳥獣の生息の好適地

⇒地形改変等行為を規制し、鳥獣の生息地・繁殖地として保護を図る必要あり

③利害関係者の同意等

浜松市や地元自治会、猟友会から同意が得られている

指定区域の状況

野鳥観察施設

野鳥観察看板

令和2年度県立森林公園利用者数

県立森林公園利用者　75万9千人（推定）

観察できる野鳥

オオルリ

カルガモ

カワセミ

サンコウチョウ

過去の有害鳥獣捕獲の状況（過去3ヵ年）

・有害鳥獣捕獲許可件数　：　なし

・加害鳥獣（被害作物、樹木名等）　：　なし

区域内に農耕地・人工林がなく、引き続き鳥獣保護区特別保護地区として指定することによる、農林産物への影響はないと考えられる

市街地近傍に位置する自然に触れ合うことのできる地域であり、引き続き野生鳥獣の生息環境の保護を図る。

２　狩猟鳥獣（イノシシ・ニホンジカを除く）捕獲禁止区域の再指定

（1）桜木上垂木地区（再指定）

位　　置：掛川市
面　　積：1,090 ha
存続期間：令和３年11月１日から
　　令和６年10月31日まで

桜木上垂木狩猟鳥獣（ｲﾉｼｼ・ﾆﾎﾝｼﾞｶを除く）捕獲禁止区域

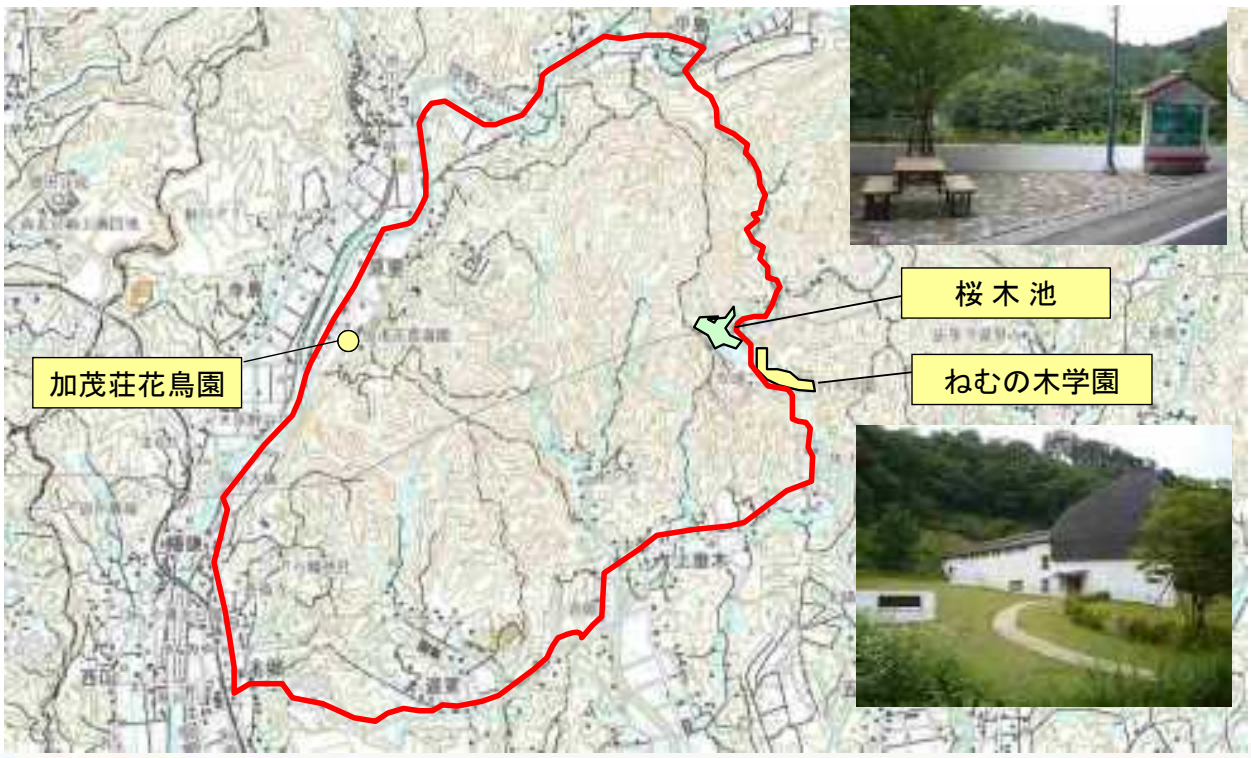

（指定理由）

①野生鳥獣の保護

自然環境が豊かであり、多様な動物が生息している

周辺での確認種

鳥類：サンコウチョウ、オオタカ、クマタカ、オシドリ等
獣類：ホンドリス、ムササビ等

②狩猟に伴う事故の防止

周辺に養護施設や文学館等の施設あり

③イノシシ被害が依然として多く、ニホンジカも増えている

防除対策だけでは被害が防げない

④利害関係者の同意等

掛川市や地元自治会、猟友会から同意が得られている

（指定経緯）

平成11年に鳥獣保護区に指定

⇩ イノシシ被害の増加

平成21年に狩猟鳥獣(イノシシ・ニホンジカを除く。)捕獲禁止区域に指定

⇩

平成24年、27年、30年に再指定

掛川市から当該区域の再指定の要望

地元住民（部農会、自治会）
⇒被害防止対策をしてきたが、未だ被害が減少していないので、このまま狩猟によるイノシシの捕獲を続けたい

⇒ニホンジカが増えてきていて心配である

⇩

引き続き狩猟鳥獣(イノシシ・ニホンジカを除く。)捕獲禁止区域として指定する

過去6年間の農業被害面積と被害額の推移
（掛川市全体）

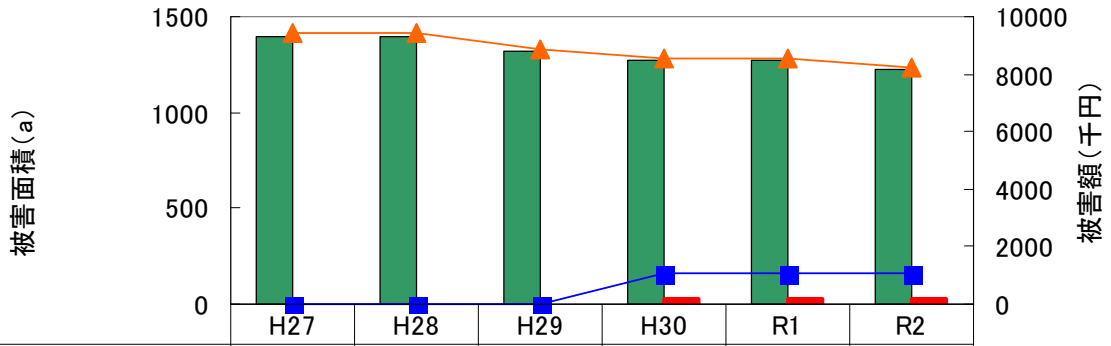

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
イノシシ被害面積	1400	1400	1316	1274	1272	1229
ニホンジカ被害面積	0	0	0	27	27	26
イノシシ被害金額	9400	9400	8836	8554	8544	8254
ニホンジカ被害金額	0	0	0	1092	1091	1054

農業被害対策の状況

R2掛川市鳥獣被害防止対策設備設置費補助状況（市全体）

件数　　：　216件
補助額　　：　472万円（1／3補助）
補助内容　：　電気柵、フェンス　等

地元住民の声
・草が生い茂る時期は漏電防止のため電気を切るが、そうすると中に入られて畑を荒らされてしまう

掛川市担当者
・ 有害捕獲は、トラブル防止のため狩猟期間中は取りやめている

⇒　防除対策だけでは被害が防げない

過去6年間の捕獲頭数の推移（地区内）

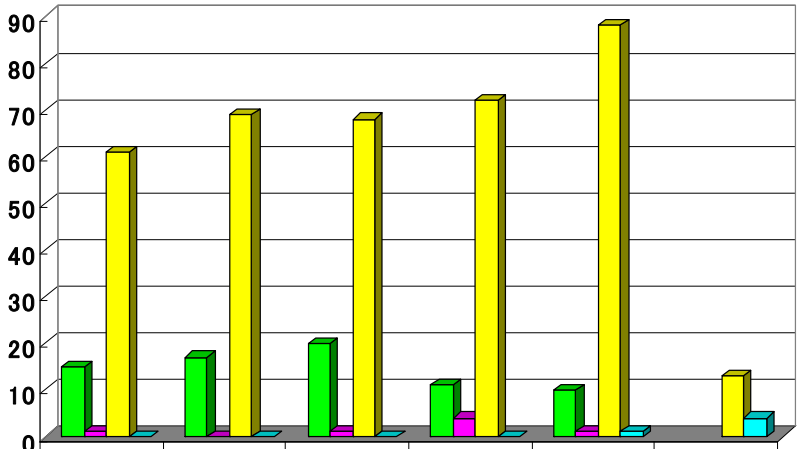

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
イノシシ狩猟	15	17	20	11	10	集計中
ニホンジカ狩猟	1	0	1	4	1	集計中
イノシシ有害捕獲	61	69	68	72	88	13
ニホンジカ有害捕獲	0	0	0	0	1	4

市は、地元農家の自衛を目的としたわな免許の取得を促すため、狩猟免許取得費用を助成

（指定の効果）

① **鳥獣の保護・静穏な環境維持**

（サンコウチョウ、オオタカ、ムササビ等）

⇒イノシシ･ニホンジカ以外の鳥獣は保護される

② **農業被害対策**

⇒被害対策として年間を通じたイノシシ・ニホンジカの捕獲が可能になる

鳥獣保護と農業被害対策の両立を図る

スケジュール（案）

県環境審議会（第１回）　諮問	5月14日
鳥獣保護管理部会　審議	7月
県環境審議会（第２回）　答申	9月
県公報　告示	10月末まで
狩猟期間　開始 （イノシシ、ニホンジカの狩猟）	11月15日～ （11月１日～）